## I 調査研究の背景と目的

平成 18 年の教育基本法の改正にともない、その第 13 条では「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」が新たに規定され、子どもの教育責任を学校、家庭、地域社会で分担し、相互の連携に努めることが定められた。これを受けて平成 20 年に社会教育法の一部が改正され、第 3 条に国及び地方公共団体の任務として「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」とされ、さらに第 9 条では「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。」とされている。これは社会教育行政が積極的に学校支援を行うことの法的根拠を示している。また、平成 20 年 3 月告示の新学習指導要領総則の「第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること」と明記された。この法理念を具現化させる方策として文部科学省では平成 20 年度から「学校支援地域本部事業」を開始した。

さらに平成 20 年 2 月に出された中教審答申の中で、目指すべき施策の方向性の一つとして、「社会全体の教育力の向上」が打ち出されている。そこでは改正教育基本法を受け、学校、家庭、地域の連携を特に重視している。また答申は、地域社会の教育力の向上のためには家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携の視点が大切であり、学校を拠点に地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくりに社会全体で取り組む必要性を示している。

このように家庭・学校・地域の連携は、法的根拠を持つと同時に中教審が示した日本の教育政策の重要な柱となっていることが理解できる。

とくにこの連携に関する事業では、地域と学校がどのように関係を取り結び、教育効果の実をあげていくかは、コーディネーションという営みが大きなキーポイントとなる。事実、学校支援地域本部事業においても地域コーディネーターの配置がその事業の中核に据えられている。つまり、コーディネーターの在り方を丁寧に検討していくことは、家庭・学校・地域の連携の効果的推進には欠かすことのできないものであることがわかる。

さらにここ数年、栃木県総合教育センターと宇都宮大学生涯学習教育研究センターでは、継続的に地域と学校の連携の視点から共同で調査研究を重ねている。平成 17 年度「学校支援ボランティアに関する調査研究」、平成 18 年度「社会教育主事有資格教員の活動に関する調査研究」、平成 19 年度「公民館と学校の連携に関する事例調査研究」など学校と地域を媒介するコーディネーションの多様な在り方についての調査研究を継続し、地域と学校の連携を効果的に行うことのできるコーディネーションの体制整備やコーディネーターの重要性を改めて実証的に確認することができた。そこでこうした研究成果の蓄積の上に立って、今年度は、県内各学校に配置された地域コーディネーターや県内外の学校支援ボランティアコーディネーター組織の調査研究を通じて、コーディネーターとしての活動内容、課題や展望などを調査し、分析することによって、栃木県における効果的なコーディネーションの体制整備やその在り方について考察し、具体的な方策を提言することを目的とする。